

福岡市消費生活条例（抜粋）

（不当な取引行為の禁止）

第 21 条 事業者が消費者との間で行う取引に関する行為のうち、次の各号のいずれかに該当する行為であって市長が指定するものは、不当な取引行為とする。

- (1) 消費者に対して、商品若しくはサービスの契約に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

市長指定行為（告示）

- (1) 商品又はサービスに関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報を消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 商品又はサービスの取引に際し、消費者が当該取引に関して知識が不足し、又は判断能力が不十分であることに乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について適切な説明をしないまま消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 商品若しくはサービスの販売以外のことが主たる目的であるかのように見せかけることなどにより、商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにしないで消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 消費者に対して、あらかじめ、契約の申込み又は承諾となることを知らせずに、電子計算機の操作において誘導することなどにより、当該事業者又はその他の事業者に対する契約の申込み又は承諾をさせること。
- (5) 商品又はサービスの取引に際し、消費者が契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 商品又はサービスの品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等が実際のもの又は他の事業者により提供されるものと比較し、著しく優良又は有利と消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 商品又はサービスの名称に他人の商品又はサービスと同一又は類似のものと誤信させるような紛らわしい名称を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 商品若しくはサービスの購入若しくは利用又は商品の設置が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (9) 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な若しくは社会的信用のある法人、団体、個人等の関係者であるかのように説明し、又は官公署、公共的団体若しくは著名な若しくは社会的信用のある法人、団体、個人等による許可その他の関与があるかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

こと。

(10) 事業者の氏名，名称，住所等自らを特定する情報を明らかにせず，又は偽って，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

(11) 商品又はサービスの取引に際し，将来における不確実な事項について断定的判断を提供して，契約の締結を勧誘し，又は契約を締結させること。

(3) 取引における信義誠実の原則に反し，消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

市長指定行為（告示）

(1) 消費者の契約の申込みの撤回等（条例第 21 条第 1 項第 7 号に規定する「申込みの撤回等」をいう。以下同じ。）をすることができる権利を制限して，消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

(2) 契約に係る損害賠償の額の予定，違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて，消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。

(3) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し，又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。

(4) クレジットカード，会員証，パスワード等の商品の購入若しくはサービスの提供を受ける際の資格を証するものが第三者によって不正に使用されたときに，消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させること。

(5) 契約に関する訴訟について消費者に不当に不利な裁判管轄を定める等，当該契約に関する紛争又は苦情の処理について消費者に不当に不利な内容の契約を締結させること。

(6) 消費者に対し名義の貸与を求め，これを使用して，その意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること。

(7) 消費者にとって不当に過大な量である商品若しくはサービス又は不当に長期にわたって提供される商品若しくはサービスの購入を内容とする契約を締結させること。

(8) 商品又はサービスの購入に伴って消費者が受ける信用が当該消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず，そのような信用の供与を伴う内容の契約を締結させること。

(9) 消費者が購入の意思を表明した主たる商品若しくはサービスと異なるもの又は消費者が事業者提供した年齢，収入，職業等の情報とは異なる情報を記載した契約書を作成して，消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。